No	年	月	発生時	死傷災害事例	年齢		起因物(小)	労働者規模
1	2017	9	4 ~ 5	別添資料参照	47	7	121	300 ~ 499
2	2012	7	~	たばこ販売店店頭にて、店頭作業終了後、男性が店頭のたばこを盗み、立ち去ろうとしたため、反射的に追いかけようとした際、足を 挫き、負傷した。	47	3	417	30 ~ 49
3	2012	3	0 ~ 1	たばこの巻品質検査のため、カッターにて巻を割く作業を行っていたところ、徐々に親指の付け根に痛みを覚えた。	57	19	364	500 ~ 999
4	2012	2	~	当事業所作業場にて作業中。クリーニング品を両手で持ちながら、 集配用の箱と移動用ワゴンの間を通ろうとした際、足先が集配用の 箱に接触。体勢を崩し、膝部を床につき強打、負傷した。	52	3	417	10 ~ 29
5	2011	10	14	勤務終了後同僚と共に話をしながら駐車場に向かう為歩いていたと ころ、レンガ敷きの凹凸に右足のつま先が引っかかり、左足を支え 切れずに転倒し、右膝を強打した。その後、膝の腫れと痛みが増し てきた為、病院で診察を受けた結果、左膝蓋骨骨折と診断された。	56	2	418	100 ~ 299
6	2010	7	3	巻紙の破壊検査を実施するため、当該シャフトをFQA室にある分別ゴミ入れ用のキャスターにセットし作業を実施した。検査自体は男性スタッフが行ったが結果を受けての対応調整を急いだため、そのままの状態で放置していたところ、女性スタッフが気をきかせ片	51	7	521	100

				付け作業を実施。当該女性スタッフは片方のシャフトを持ち上げ、				299
				床に下ろそうとしたが、もう片方の保持が外れて、シャフト全体が 床に落下し、指をシャフト床面に挟んで被災。				
7	2010	7	10 ~ 11	作業場内を移動中、左足のつま先が床にひっかかりバランスを崩し 右膝を強打した。当初痛みも少なく、腫れも無かったため様子を見 ていたが、時間が経過するとともに膝が腫れてきたため病院へ搬送 し診察の結果右膝蓋骨骨折と診断された。	56	2	416	100 ~ 299
8	2010		6 ~ 7	製造たばこ積み付け機(一貫パレタイザー及びロボットパレタイザー)の始業点検を実施していた。年末年始連休のため、ロックスプレー液タンクが空になって、このタンクにロックスプレー液を充てんするために、段ボール梱包のロックスプレー液(19.4kg)を中腰の状態で持ち上げた時に腰に痛みを受けた。なお、当該作業従事に際して腰痛防止用ベルトは着用していた。	42	19	611	50 ~ 99
9	2009	3	14 ~ 15	プラグ供給機室において、プラグ供給作業をしていた際、故障ブザーが鳴ったため移動したら、前方に台車が置かれているのに気付かないで両足を引っ掛けて、前方に倒れた。その際、右手を突き、 負傷した。	55	2	362	50 ~ 99
10	2008	4	11 ~ 12	コンベヤーの異音点検の為に中間テンション部を点検中、ローラー に右手が挟まれた。	24	7	121	50 ~ 99
11	2007	6	11 ~ 12	被災者は簡易リフターでターレットを取付中、ターレットと機械本体の組付けが悪く、動かせなくなったため、ターレットの位置修正のためにリフターを下げようと油圧フリーにしたが修正がきかないため、一旦取り外そうとして自分でセットネジを緩めた。この際、リフターを油圧フリーのままにしてあったため、ネジが外れた瞬間にターレットの自重でリフターが落下し、床とリフター足部底面との間に足を挟まれた。	49	4	362	300 ~ 499
				中央監視システムの監視モニター内に、変電所の異常(電源落ち)				

12	2007	4	15 ~ 16	を確認したため、被災者が確認のため変電所へ出向き、コンデンサー用開閉器のユニットを引き出そうとした時、突如スパークし、間接的に熱射を受け被災した。	58	13	352	500 ~ 999
13	2006			自動販売機の扉を支えるプラスチックボックスにつまずきバランス を崩し、とっさに手で自動販売機につかまろうとして手指に過度の 力がかかり負傷した。	51	2	391	100 ~ 299
14	2006	7	~	揚重機の修理箇所の確認のため、揚重機のカゴの中へ入った際、光 電管が感知し揚重機が下降し始めたので慌てて外へ出ようとした 為、カゴの上部フレームとチェーンコンベア部に挟まれた。	49	7	214	50 ~ 99
15	2006	3		工場作業場糊調整室において、運搬車にセットされているCMC糊タンクへの糊充填作業中、一つ目のタンクへの充填終了後、上部カバーが上昇し、運搬車が次のタンクに移動しているときに、カバー内のノズルから糊が垂れているのを発見し、被災者が垂れた糊を手で取り、2つ目のタンクに入れようとした際、運搬車が2つ目のタンクの正規位置を感知して上部カバーが降りてきたため、カバーとタンクの間に指を挟まれ負傷した。	58	7	169	50 ~ 99

出典:https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html(職場のあんぜんサイト)

参考: 労働災害の分類の概要

各小業種における死傷災害100事例(-2017年)に戻る。